

令和8年度 栗東市国民健康保険税額試算表

1. 医療保険分

(単位:円)

①所得割	(所得金額-43万円)	×	7.10%	=	
②均等割	31,000円	×	人	=	
(未就学児)	15,500円	×	人	=	
③平等割	20,300円	×	1世帯	=	
①~③合計					

↓100円未満切捨て

医療分年税額(A)	
-----------	--

最高限度額
670,000円

○均等割、平等割の軽減後の金額

	均等割	(未就学児)	平等割
7割軽減	9,300円	4,650円	6,090
5割軽減	15,500円	7,750円	10,150
2割軽減	24,800円	12,400円	16,240
軽減なし	31,000円	15,500円	20,300

2. 後期高齢者支援金分

(単位:円)

①所得割	(所得金額-43万円)	×	2.68%	=	
②均等割	11,300円	×	人	=	
(未就学児)	5,650円	×	人	=	
③平等割	7,700円	×	1世帯	=	
①~③合計					

↓100円未満切捨て

支援金分年税額(B)	
------------	--

最高限度額
260,000円

○均等割、平等割の軽減後の金額

	均等割	(未就学児)	平等割
7割軽減	3,390円	1,695円	2,310
5割軽減	5,650円	2,825円	3,850
2割軽減	9,040円	4,520円	6,160
軽減なし	11,300円	5,650円	7,700

3. 介護保険分 年齢が40歳~65歳未満の方には合わせて課税されます

(単位:円)

①所得割	(所得金額-43万円)	×	2.25%	=	
②均等割	12,100円	×	人	=	
③平等割	6,100円	×	1世帯	=	
①~③合計					

↓100円未満切捨て

介護分年税額(C)	
-----------	--

最高限度額
170,000円

○均等割、平等割の軽減後の金額

	均等割	平等割
7割軽減	3,630円	1,830円
5割軽減	6,050円	3,050円
2割軽減	9,680円	4,880円
軽減なし	12,100円	6,100円

4. 子ども・子育て支援金分

(単位:円)

①所得割	(所得金額-43万円)	×	0.27%	=	
②均等割	1,150円	×	人	=	
③平等割	700円	×	1世帯	=	
①~③合計					

※18歳未満の方の均等割は全額軽減となるため、

実質負担額はありません。

↓100円未満切捨て

子ども・子育て分年税額(D)	
----------------	--

最高限度額
30,000円

○均等割、平等割の軽減後の金額

	均等割	平等割
7割軽減	345円	210円
5割軽減	575円	350円
2割軽減	920円	560円
軽減なし	1,150円	700円

国民健康保険 年税額 (A)+(B)+(C)+(D)

円

最高限度額
1,130,000円

○均等割、平等割の軽減規定

7割軽減・・・基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

5割軽減・・・基礎控除(43万円)+(被保険者数×31万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

2割軽減・・・基礎控除(43万円)+(被保険者数×57万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※給与所得者等・・・給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満:公的年金収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金収入が110万円を超える方)を指します。

※65歳以上の方は公的年金所得から15万円を控除して軽減判定をします。

※未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある人)の方については、均等割を2分の1にして計算します。

※18歳未満の方・・・18歳に達する日以後の3月31日までの間にある人

円
円
円
円
円

円
円
円
円
円